明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働六七）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三二）　二
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業二）　三
○商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二八）　七

〔告　示〕

○登録有形文化財（建造物）の登録を抹消する件（文部科学七六～一〇五）　八
○教科用図書の検定に関する件（同一〇六）　一四
○商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（農林水産・経済産業二）　一六

〔公　告〕

裁判所
　破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
　諸事項　一八
　公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、型式適合認定関係　四九
地方公共団体
　行旅死亡人関係　五〇
会社その他
　会社決算公告　五二

省令

○厚生労働省令第六十七号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項、第二十七条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条第一項の規定に基づき、言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。